

文京区障害者地域自立支援協議会 平成22年度権利擁護専門部会 まとめ

1 第1回（平成22年12月21日実施）

議題

相談支援専門部会の検討事項（下命事項）について
・事業所等における望ましい権利擁護支援体制について

社団法人 日本社会福祉士会 障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究委員会でまとめた「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業」のアンケート結果を基に議論を行った。

〈出された意見〉

(1) 下命事項（権利擁護支援体制）について

- 権利侵害があっても、どこに相談に行ってもよいかを区民は知らない。
- 障害者の場合、たとえ親に権利侵害を受けていても認識できない。親の行為を引受けてしまう。不利益を被ったら「いやだ」と言え、それを受け止める身近な窓口があればよい。
- 権利侵害を救済する区レベルのシステムを国に先取りして構築する必要がある。そしてシステムを構築する際、状況を客観的に判断できる立場の組織を作ることが必要。

(2) 権利擁護専門部会のあり方について

- 権利擁護専門部会の場を検討のみでなく、提案や体制について提言をまとめる場にしたい。

〈アンケート調査の実施〉

委員を対象に『部会の今後の方向性について』のアンケート調査を実施した。

2 第2回（平成23年2月21日実施）

議題

権利擁護専門部会の検討事項（下命事項）について
・事業所等における望ましい権利擁護支援体制の検討
・権利擁護のネットワークづくりについての検討

アンケート調査の回答を基に議論を行った。

〈出された意見〉

(1) 下命事項（権利擁護支援体制）について

- 障害者虐待防止法が成立する前に、区レベルの救済システムを構築する必要がある。

- 現状として、権利侵害を救済する場所がどこなのかの検証が必要。
- (2) 下命事項（ネットワークづくり）について
 - サービス事業者の苦情相談担当や各事業所の第三者委員会等のネットワークを構築し、権利擁護を推進する主体者になることが望ましい。
 - 最終的には行政に情報が行くとしても、その前段階のキャッチルートや相談支援事業所の役割を検討する。
- (3) 権利擁護専門部会のあり方について
 - 研修、ガイドライン作成、マニュアル作成、実態調査等の中で、23年度にいずれかを部会として取り組めたら良い。

3 23年度以降の部会の方向性について

- (1) ガイドライン、マニュアル作成について
 - 区レベルの虐待防止・権利擁護ガイドラインの作成を検討する。作成にあたり、他地区で作成された既存のマニュアルの活用も検討する。
 - マニュアル活用の啓発も行う。
- (2) 職場研修について
 - 虐待、権利侵害の定義を明らかにして、それに基づいて研修テーマを設定して、職員研修を行う。その結果、事例検討やグループワーク等に発展させる。
- (3) 実態調査について
 - 調査の必要性はあるが、実施は困難である。
- (4) 成年後見について
 - 現状では、障害者への制度活用は十分でないこともあり、そのため、最初は保護者や関係者への研修会等を通じ、成年後見制度について理解を深めてもらう。
- (5) ネットワークづくりについて
 - 既存の機能の実態について把握し、そのうえで、実際の支援ネットワークが機能している地域の事例も参考にして検討する。
- (6) 相談窓口あるいは対応機関について
 - 既存の窓口の役割について検討する。